

スポーツ振興に係る条例の基本的な構成(案)

平成27年 7 月

1. 目的

条例の制定目的を規定します。

2. 基本理念 (基本方針)

条例の制定目的を達成するための基本的な考え方を規定します。

3. 責務・役割・連携

基本理念 (基本方針) を踏まえて、関係する各主体の責務・役割・連携を規定します。

(例) 県の責務、県民の役割、スポーツ団体等の役割、市町等との連携協力 等

4. スポーツ振興計画の策定

スポーツ振興に関する施策を推進するため、スポーツ振興計画の策定について規定します。

5. スポーツ振興計画に基づく基本的な施策の推進

スポーツ振興計画に基づき、スポーツ振興を図るための基本的な施策について規定します。

(例) 生涯スポーツ・青少年スポーツ・障害者スポーツの振興、県民参加の促進、健康の増進、学校や地域におけるスポーツ活動の推進、競技水準の向上、地域の活性化、施設の整備、人材の育成、振興月間の設定、顕彰、実施状況の報告、推進体制の整備 等

6. その他

その他スポーツ振興を図るために必要な事項について規定します。

(例) 財政上の措置 等